

岡山県地域森林計画付属資料取扱要領

平成18年 6月26日付け林第273号
(最終改正 令和 5年 8月10日付け林第311号)

(趣旨)

第1条 この要領は、地域森林計画の樹立に伴う付属資料（以下「付属資料」という。）の適正な管理及び円滑な情報の提供を行うために、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等)

第2条 付属資料の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号）、測量法（昭和24年法律第188号）、岡山県行政情報公開条例（平成8年3月26日岡山県条例第3号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて（平成12年5月8日12林野計第154号農林水産事務次官依命通知）、森林経営計画制度運営要領（平成24年3月26日23林整計第230号林野庁長官通知）及び森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について（平成24年3月30日23林整計第339号林野庁長官通知）によるほか、この要領による。

(付属資料の目的・性格)

第3条 付属資料は、地域森林計画の樹立及び森林計画制度の運営上、必要な森林資源の基礎資料を得るために作成したものである。

- 2 付属資料は、市町村森林整備計画の樹立、森林経営計画又は森林経営の集約化に関する計画（以下「森林経営計画等」という。）の作成、その他森林計画制度及び森林・林業行政の推進並びに森林所有者の便に供するために活用することができる。
- 3 付属資料のうち、森林簿及び森林計画図は、目測を主体とする現地調査及び空中写真の判読により作成したものであり、林況及び所有界は現地において実測及び確認を行っていないことから、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
- 4 森林簿に記載している項目のうち「森林の所在地番」及び「森林所有者氏名」は、個人情報に当たることから、個人情報保護法に基づき適正に取り扱うものとする。

(付属資料の配備・管理)

第4条 付属資料の種類及び配備する機関は、別表1の1のとおりとする。

- 2 付属資料の管理は、それぞれ配備機関の長（以下「管理者」という。）が行う。
- 3 管理者のうち農林水産部林政課長を総括管理者とする。
- 4 管理者は付属資料管理担当者を置き、付属資料の適正な管理と円滑な情報の提供を行わせるものとする。
- 5 前項に規定する管理担当者は、農林水産部林政課においては森林企画班員とし、県出先機関においては森林計画業務担当者及び副担当者とする。
- 6 付属資料のうち岡山県森林クラウドを利用して取り出したデータ（以下「データ」という。）の管理者及び利用者（第5条から第7条までの規定により付属資料の貸与又は

交付を受けて付属資料を利用する者をいう。)は、データの取扱いについて、その情報漏洩を防ぐため、次の各号に掲げるセキュリティ対策を講じるものとする。

- (1) データを管理するパソコンを特定し、その所在を明らかにする。
 - (2) データを管理するパソコンにウィルス対策ソフトを導入し、常時稼働させるとともに、インターネット等の外部ネットワークから不適切なソフトウェアをダウンロードしない。
 - (3) 行政機関、市町村及び森林組合においては、個人用のパソコンにデータを取り込まない。
 - (4) データを管理するパソコンを移動又は廃棄する場合、若しくはデータを使用しなくなった場合は、削除ツールの使用又は物理的な破壊などにより、データを完全に消去する。
- 7 管理者又は利用者は、付属資料の利用に際し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 付属資料を改ざんし、き損し、滅失し、若しくは虚偽の付属資料を提供すること。
 - (2) 付属資料を定められた利用目的以外に使用し、又は第三者に提供すること。
 - (3) 管理者に無断で複製・加工すること。

(付属資料の貸与)

第5条 管理者又は総括管理者は、第3条第2項に規定する目的のため、行政機関の長、市町村長、岡山県森林組合連合会代表理事会長（以下「森林組合連合会会長」という。）及び森林組合長に当該区域に係る別表1の2の付属資料を貸与することができる。

2 付属資料の貸与期間は、原則として5年以内とする。

3 付属資料の貸与を受けようとする行政機関の長、市町村長、森林組合連合会会長及び森林組合長は、地域森林計画付属資料貸与申請書（様式第1号）に、別表2の1の書類を添付して、当該区域を管轄する県出先機関の管理者に提出しなければならない。

ただし、データのうちラスターデータ及びベクターデータの貸与を受けようとする場合は、総括管理者に提出するものとする。

なお、付属資料のうちデータでの貸与を受ける場合には、記録できる電子媒体（CD-R等）を添付すること。

4 管理者又は総括管理者は、申請の内容が適当と認められるときは、地域森林計画付属資料貸与承認書（様式第2号）により、貸与条件を付して付属資料を貸与するものとする。

5 付属資料の貸与を受けた行政機関の長、市町村長、森林組合連合会会長及び森林組合長は、この要領及び前項の貸与条件に準拠して付属資料の取扱方法を定め、適切に管理しなければならない。

また、データの管理を第三者に委託する場合は、先に定めた規定を第三者に通知するとともに、規定及び通知の写しを速やかに管理者又は総括管理者に提出しなければならない。

6 行政機関の長、市町村長、森林組合連合会会長及び森林組合長は、付属資料を使用する必要がなくなったとき、又は貸与期間が終了したときは、第4項の貸与条件に付した適切な方法で速やかに付属資料を廃棄しなければならない。

7 貸与を受けた者が、第4条の6又は7の規定に反し、その結果管理者、総括管理者又は第三者に損害を与えたときは、貸与を受けた者が責任を負うものとする。

(付属資料の閲覧・交付)

第6条 別表1の3に示す付属資料の閲覧又は交付を受けようとする者は、地域森林計画付属資料閲覧（交付）申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、当該区域を管轄する県出先機関の管理者に提出するものとする。ただし、森林計画図の閲覧においては不要とする。

2 前項において、データのうちラスターデータ及びベクターデータの交付を受けようとする場合は、総括管理者に提出するものとする。

なお、付属資料のうち、データでの交付を受ける場合には、記録できる電子媒体（CD-R等）を添付すること。

3 付属資料のうち森林簿の閲覧又は交付については、第3条第4項に規定する個人情報の項目を除くものとする。

ただし、以下の場合には、森林簿の全ての項目を閲覧又は交付することができる。

(1) 申請者が森林所有者本人又はその法定代理人（以下「本人等」という。）の場合
この場合、管理者は本人等であることの確認をしなければならない。

(2) 本人等の同意がある場合

この場合、申請者は同意書（様式第4号）又は森林所有者の委任状等の同意書に代わる書類及び申請者本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の写しを添付する。

(3) その他管理者が必要と認める場合

4 管理者又は総括管理者は、申請の内容が適当と認められるときは、申請者に付属資料を閲覧させ、又は交付するものとする。

5 付属資料のうち森林基本図の原図の複製交付を受けようとする者は、森林基本図複製交付申込書（様式第5-1号）を総括管理者に提出するものとする。ただし、森林基本図を、測量法第43条又は同44条に定める用途に供する場合は、測量成果の複製承認申請書（様式第5-2号）又は測量成果の使用承認申請書（様式第5-3号）を岡山県知事に提出し、承認を得なければならない。

6 管理者又は総括管理者は、付属資料のうち森林簿及び森林計画図の写しを交付するときは、次の注意事項を明記し、交付するものとする。

（注意事項）

この資料は、地域森林計画の樹立の基礎資料として、空中写真判読等の間接調査により作成したもので、所有権、所有界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

年 月 日

管理者又は総括管理者

（施業集約化のための付属資料の貸与）

第7条 管理者又は総括管理者は、森林施業の集約化に取り組む林業事業者（「林業事業者」とは、森林所有者自ら又は他の森林所有者に代わって森林の施業又は経営を行う者をいう。ただし、森林組合を除く。）が、次の各号に掲げる全ての条件に合致する場合は、別表1の4の付属資料を貸与することができる。

(1) 森林簿等の使用目的が、国、県又は市町村が定めた法令若しくは制度に基づく森林施業の集約化に関する計画の作成、又は当該計画に基づく森林施業の実施であること。

(2) 森林簿等を使用する林業事業者が次に掲げる全ての条件に該当すること。

① 個人情報の保護に関する体制が整っていること。

② 以下のいずれかの条件を満たす林業事業者であること。

ア 岡山県内で、森林所有者からの委任を受けて、森林経営計画等を作成した実績、又は当該森林経営計画等に基づいて森林の施業を行った実績があること。

イ 岡山県内で、森林所有者からの委任を受けて、森林の施業又は経営を概ね5年以上継続して行った実績があること。

ウ 岡山県内で、森林所有者の委任を受けて、施業の集約化に取り組む森林があること。

エ 市町村長が、森林施業の集約化に取り組む林業事業者であると認めていること。

2 付属資料の貸与期間は、原則として5年以内とする。

3 付属資料の貸与を受けようとする林業事業者は、施業集約化のための地域森林計画付属資料貸与申請書（様式第6号）に、別表2の2の書類を添付して、申請の箇所を管轄する県出先機関の管理者に提出するものとする。

ただし、データのうちラスターデータ及びベクターデータの貸与を受けようとする場合は、総括管理者に提出するものとする。

なお、付属資料のうち、データでの貸与を受ける場合には、記録できる電子媒体（CD-R等）を添付すること。

4 管理者又は総括管理者は、申請の内容が適当と認められるときは、施業集約化のための地域森林計画付属資料貸与承認書（様式第8号）により、貸与条件を付して付属資料を貸与するものとする。

5 林業事業者は、付属資料を使用する必要がなくなったとき、又は貸与期間が終了したときは、前項の貸与条件に付した適切な方法で速やかに付属資料を廃棄しなければならない。

6 貸与を受けた者が、第4条の6又は7と前項の規定に反し、その結果管理者、総括管理者又は第三者に損害を与えたときは、貸与を受けた者が責任を負うものとする。

（その他）

第8条 その他この要領に定めのない事項については、必要に応じて農林水産部林政課と協議するものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月10日から施行する。

(別表 1)

1 付属資料の種類及び配備する機関（第4条関係）

| 付属資料の種類 | 内 容 | | 配 備 機 関 | 備 考 |
|---------|---------|--|-------------------------|-----|
| 1 森林簿 | 帳 簿 | 岡山県森林クラウドを利用して紙面に出力したもの | 農林水産部林政課 各県民局農林水産事業部 | |
| | 電子記録 | 岡山県森林クラウドを利用して取り出した情報で、CSV形式及びPDF形式のファイル | | |
| 2 森林基本図 | ラスターデータ | 原図をスキャナ入力し、デジタル化したラスターデータでTIFF形式のファイル | 農林水産部林政課 | |
| 3 森林計画図 | 印刷図 | 岡山県森林クラウドを利用して紙面に出力したもの | 農林水産部林政課 各県民局農林水産事業部 | |
| | 電子記録 | 岡山県森林クラウドを利用して取り出した情報で、PDF形式のファイル | | |
| | ベクターデータ | 岡山県森林クラウドによりデジタル化したベクターデータで、SHAPE形式のファイル | 農林水産部林政課 | |

2 行政機関、市町村、岡山県森林組合連合会及び森林組合に貸与することができる付属資料の種類（第5条関係）

| 付属資料の種類 | 内 容 | | 備 考 |
|---------|---------|--|--------------|
| 1 森林簿 | 電子記録 | 岡山県森林クラウドを利用して取り出した情報で、CSV形式及びPDF形式のファイル | |
| 2 森林基本図 | ラスターデータ | 原図をスキャナ入力し、デジタル化したラスターデータでTIFF形式のファイル | 農林水産部林政課にて対応 |
| 3 森林計画図 | 印刷図 | 岡山県森林クラウドを利用して紙面に出力したもの | |
| | 電子記録 | 岡山県森林クラウドを利用して取り出した情報で、PDF形式のファイル | |
| | ベクターデータ | 岡山県森林クラウドによりデジタル化したベクターデータで、SHAPE形式のファイル | 農林水産部林政課にて対応 |

3 閲覧・交付することができる付属資料の種類（第6条関係）

| 付属資料の種類 | 内 容 | | 備 考 |
|---------|---------|--|--------------|
| 1 森林簿 | 帳 簿 | 岡山県森林クラウドを利用して紙面に出力したもの | |
| | 電子記録 | 岡山県森林クラウドを利用して取り出した情報で、CSV形式及びPDF形式のファイル | |
| 2 森林基本図 | 印刷図 | 岡山県森林クラウドを利用して紙面に出力したもの | 農林水産部林政課にて対応 |
| | ラスターデータ | 原図をスキャナ入力し、デジタル化したラスターデータでTIFF形式のファイル | |
| 3 森林計画図 | 印刷図 | 岡山県森林クラウドを利用して紙面に出力したもの | |
| | 電子記録 | 岡山県森林クラウドを利用して取り出した情報で、PDF形式のファイル | |
| | ベクターデータ | 岡山県森林クラウドによりデジタル化したベクターデータで、SHAPE形式のファイル | 農林水産部林政課にて対応 |

4 森林施業の集約化に取り組む林業事業体に貸与することができる付属資料の種類（第7条関係）

| 付属資料の種類 | 内 容 | | 備 考 |
|---------|---------|--|--------------|
| 1 森林簿 | 帳 簿 | 岡山県森林クラウドを利用して紙面に出力したもの | |
| | 電子記録 | 岡山県森林クラウドを利用して取り出した情報で、CSV形式及びPDF形式のファイル | |
| 2 森林基本図 | ラスターデータ | 原図をスキャナ入力し、デジタル化したラスターデータでTIFF形式のファイル | 農林水産部林政課にて対応 |
| 3 森林計画図 | 印刷図 | 岡山県森林クラウドを利用して紙面に出力したもの | |
| | 電子記録 | 岡山県森林クラウドを利用して取り出した情報で、PDF形式のファイル | |
| | ベクターデータ | 岡山県森林クラウドによりデジタル化したベクターデータで、SHAPE形式のファイル | 農林水産部林政課にて対応 |

(別表 2)

1 地域森林計画付属資料貸与申請に必要な添付書類 (第 5 条関係)

| 添 付 書 類 | 行政機関 | 市 町 村 | 岡山県森林組合連合会 森林組合 |
|--|------|-------|--------------------|
| 1 個人情報の取扱いに関する誓約書 (様式第 7 号) | × | × | ○ |
| 2 個人情報の管理責任者、管理方法、取扱者の範囲、その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めた文書の写し | ○ | ○ | ○ |
| 3 定款又は総代会資料の写し | × | × | ○ |
| 4 その他、管理者又は総括管理者が必要と認めた書類 | ○ | ○ | ○ |

注 1) 「○」…要、「×」…不要

注 2) 電子データでの貸与を受ける場合には、記録できる電子媒体 (CD-R 等) を添付すること。

2 施業集約化のための森林簿等貸与申請に必要な添付書類 (第 7 条関係)

| 添 付 書 類 | 林業事業者 |
|---|-------|
| 1 個人情報の取扱いに関する誓約書 (様式第 7 号) | ○ |
| 2 個人情報の管理責任者、管理方法、取扱者の範囲、その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めた文書の写し | ○ |
| 3 次のいずれかの書類 ア 森林経営計画等の認定を受けたことを証する書類の写し、又は当該森林経営計画等に基づいて森林の施業を実施したと確認できる書類 イ 森林の施業又は経営に関する森林所有者の同意書、長期受委託契約書等の写し ウ 市町村長が、森林施業の集約化に取り組む林業事業者であると認めたことを証する書類 | ○ |
| 4 その他、管理者又は総括管理者が必要と認めた書類 | ○ |

注 1) 電子データでの交付を受ける場合には、記録できる電子媒体 (CD-R 等) を添付すること。